

郡山市農業委員会総会運営要領

平成30年 3月30日

郡山市農業委員会訓令第1号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 各種申請の事前調査（第2条—第5条）

第3章 特別委員会（第6条—第10条）

第4章 専門委員会（第11条—第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 郡山市農業委員会（以下「委員会」という。）の委員の会議（以下「総会」という。）は、その所掌事務を円滑かつ適正に処理するため、この要領の定めるところにより運営する。

第2章 各種申請の事前調査

（事前調査）

第2条 農地法（昭和27年法律第299号。以下「法」という。）に基づく各種申請の審議に当たっては、総会会議前に第3条から第5条の規定により調査し、当該調査を担当した者から調査の報告を受け、当該議案を審議するものとする。

（委員調査）

第3条 総会の議案となる各種申請（以下「各種申請書」という。）については、会長が委員のうちから調査員を指名して調査に当たらせるものとする。この場合においては、会長は原則として当該申請地域を担当区域とする委員又は農地利用最適化推進委員を調査員として指名しなければならない。

2 前項の規定による調査で判断し難い場合は、会長は特別委員会に調査を委任することができる。

（事務局調査）

第4条 前条の規定に関わらず、各種申請書のうち次に掲げるものは、原則として事務局調査とする。

(1) 法第3条の許可申請のうち、農業委員会の許可に関する次に掲げるもの。ただし、委員調査と関連するものを除く。

ア 権利を取得する者又はその世帯員の耕作面積が100アール以上のもの。

イ 農業委員会の和解仲介及びあっせんによるもの。

ウ 同一世帯内の権利移転又は設定に係るもの。

エ 相互交換によるもので、等面積又は面積の差が少なく事実上の交換とみなされかつ同時申請のもの。（同一世帯内で名義を変えて交換取得する場合を含む。）

(2) 前項に規定するもののほか、会長が適当であると認めるもの。

（委員の合同調査）

第5条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員又は農地利用最適化推進委員1名以上を指名して事務局職員と合同調査をさせることができる。

(1) 法第4条及び第5条の許可申請のうち転用面積が30アール以上のもの。

(2) 現況確認証明

(3) 現に有する自作地と借入地の合計面積が10アール未満の者が、新たに売買又は賃借により農地の権利を取得しようとするとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、会長が特に必要があると認めるとき。

第3章 特別委員会

(設置)

第6条 総会において審議案についてその必要を認めたときは、その都度特別委員会を設け、議案について調査審議することができる。この場合においては、総会があらかじめ特別委員会の審議の結果を総会の決定とする旨の決議をしたものについては、特別委員会で処理することができる。

2 会長が調査、陳情あっせん等につきその必要を認めたときは、特別委員会を設け、総会の事務を処理することができる。

(特別委員会の構成)

第7条 特別委員会は、会長、同職務代理者及び会長が指名する委員5名をもって構成する。

2 会長が必要と認めるときは、特別委員会の委員以外の委員の出席を求めることができる。

(特別委員会の会議)

第8条 特別委員会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の座長となり議事を総理する。

3 会長、同職務代理者がともに欠けたとき又は事故があるときは、特別委員会で選任した者が臨時の座長となる。

(意見の聴取等)

第9条 特別委員会は、委員以外の者から意見及び説明を聴くことができる。

2 前項の出席要請は、会長が行う。

(特別委員会の結果の報告)

第10条 特別委員会における当該事案等の審議の経過及び結果については、座長が指名した者が次の総会に報告し、第6条の規定により特別委員会において処理したものを除き、総会の承認を受けなければならない。

第4章 専門委員会

(情報活動強化対策専門委員会の設置)

第11条 総会の所掌事項のうち、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第3項第2号に規定する情報の提供に関する事項を処理するため、情報活動強化対策専門委員会を設置する。

(情報活動強化対策専門委員会の構成)

第12条 情報活動強化対策専門委員会は、会長が指名する農業委員と農地利用最適化推進委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第13条 情報活動強化対策専門委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、情報活動強化対策専門委員会委員において互選する。

3 委員長及び副委員長がともにないときは、会長が情報活動強化対策専門委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(情報活動強化対策専門委員会の会議)

第14条 情報活動強化対策専門委員会は、委員長が招集し、その議事を総理する。

2 委員長及び副委員長がともに欠けたとき又は事故があるときは、年長の委員が臨時の委員長となる。

(その他の専門委員会の設置)

第15条 会長は、総会の所掌事項について調査研究の必要を認めたときは、総会に諮り専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の会議運営については、情報活動強化対策専門委員会の例による。

(専門委員会の結果の報告)

第16条 専門委員会における審議の経過及び結果について委員長がその必要を認めたときは、委員長が次の総会に報告するものとする。

附 則

この要領は、郡山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成29年郡山市条例第23号）の施行の日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月17日から施行する。